

日金協発第 28-134 号
平成 28 年 11 月 30 日

各 位

日本貸金業協会
会長 山下 一

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日に「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）」が施行され、また、平成28年9月9日に貸金業者向けの総合的な監督指針が改正されました。

当該改正等を踏まえ「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正を平成 28 年 12 月 1 日に施行しますのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 中村・篠原
電話 03-5739-3014
電子メール kain-gyombu@j-fsa.jp